平成２６年（フ）第９３号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番18号　Ａ－４
債務者　尾﨑日菜子（旧氏名尾崎大助）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田740番地
債務者　髙木　　彰
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田740番地
債務者　髙木　千春
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
宮崎県延岡市出北３丁目33番17―302号　サンハイムＳＡＴＯＨ、前住所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1270番地２
債務者　後藤　信子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４号
石川県小松市安宅町リ45番地393、従前の住所石川県加賀市動橋町ラ40番地11
債務者　西野　鉄平
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１３４号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番18号
債務者　髙山　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０号
広島県呉市広白岳６丁目10番１号101号室
債務者　杉林　昇平
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８０３号
北九州市八幡東区白川町４番14号　201
債務者　東　　俊男
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７３号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番15―401号
債務者　白石　稔子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０６号
北九州市小倉南区葛原本町６丁目５番５―301号
債務者　米川　容子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６号
福島県郡山市喜久田町堀之内字下上ノ台34番地の２
債務者　吾妻　美希（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
神戸市東灘区御影本町５丁目２番６号　西木マンション301号、従前の住所神戸市灘区赤坂通３丁目３番10号　井口方
債務者　竹内　善彦
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
神戸市東灘区御影本町５丁目２番６号　西木マンション301号、従前の住所神戸市灘区赤坂通３丁目３番10号　井口方
債務者　竹内久仁子（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
神戸市北区君影町２丁目１番48―202号
債務者　城島　重則
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０６号
神戸市中央区吾妻通１丁目１番３―305号、従前の住所神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1708号
債務者　木村　光作
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３号
神戸市西区伊川谷町潤和1045番地の16、前住所東京都練馬区豊玉中４丁目11番26号　プロセニアムＤ号室
債務者　前田　優矢
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県明石市魚住町清水16番地の１　タウンハイツⅢ―202号、前住所兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住７棟305号
債務者　持田　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係